

## 京都市教育相談総合センターの施設及び万華鏡を活用した教育・まちづくり・生涯学習振興等に係る事業業務仕様書

京都市教育相談総合センター（以下「こどもパトナ」）の施設を活用し、京都市が所有する万華鏡等を活用した来館者への和み空間や初音学区・姉小路界隈のまちづくりの振興に繋がる芸術空間の創出、市民の生涯学習機会の提供を行う事業実施に係る委託事業について、必要な事項を定める。

### 1 委託業務の内容

#### (1) 名称

「京都市教育相談総合センターの施設及び万華鏡を活用した教育・まちづくり・生涯学習振興等に係る事業」の実施

#### (2) 内容

以下の（ア）（イ）の事業は必須とし、（ウ）についても、記載の趣旨に沿う事業について、受託者が教育委員会と協議すること。

##### ア 管理業務

- （ア）施設内の安全・衛生管理
- （イ）本市所有の万華鏡の保守・管理・展示
- （ウ）姉小路館ギャラリーの料金徴収に係る事務
- （エ）施設内の来訪者へのインフォメーション

##### イ 地域振興・生涯学習・教育支援事業

- （ア）京都市教育委員会及び京都市が万華鏡ミュージアムを利活用して実施する事業への協力
- （イ）初音学区・姉小路界隈の地域振興等に資する事業の実施

##### ウ 姉小路館ギャラリー等を利活用した文化芸術空間の創出につながる事業

#### (3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（単年度契約）

### 2 事業計画書の作成

受託者は、契約締結後速やかに、運営に係る責任者、対応窓口の連絡先及び実施の体制その他運営に関する事業計画書を作成し、京都市教育委員会に提出すること。

### 3 事業完了報告書の作成

業務の実施状況及び収支状況等の事業報告書を京都市教育委員会に提出すること。

### 4 業務実施の場所等

本業務を実施するにあたり、受託者からこどもパトナ内の建物の一部について目的外使用の申請があった場合には、本来の用途または目的を妨げない限度において、受託者が使用料等を納めることにより、これを許可するものとし、主な使用条件については、本仕様書5のとおりとする。

## 5 目的外使用の概要

本業務を実施するにあたり、受託者がこどもパトナ内の建物の一部について目的外使用の申請があった場合、地方自治法第238条の4第7項に基づきこれを許可するものとする。なお、施設の概要や使用条件の詳細については、許可に際して受託者と協議を行うが、概ね次の点に留意するものとする。

### (1) 目的外使用にかかる施設の概要

#### ア 名称

京都市教育相談総合センター内の建物（元初音中学校）の一部

#### イ 所在地

京都市中京区姉小路通東洞院東入曇華院前町706番地の3

#### ウ 延床面積

134.6㎡

### (2) 管理等

対象施設の管理（鍵の開錠及び施錠を含む。）は、受託者が行う。委託業務の遂行中、施設及び物品について損傷・滅失等を発見したときは、直ちに京都市教育委員会に文書で報告すること。

### (3) 災害・事故発生時の対応

災害・事故等が発生した場合、緊急に必要な措置を行うとともに、速やかに報告書及び資料を作成し、京都市教育委員会に報告し、その指示に従うこと。

### (4) 誠実な対応

業務の内容と重要性を十分認識し、施設の管理運営に支障をきたさぬよう、また、使用者の信用を得られるよう、施設使用者及び関係者に対して誠実に対応すること。

### (5) 物品等の点検

委託業務の遂行中、施設の所有する物品について損傷・滅失等を発見したときは、直ちに京都市教育委員会に文書で報告すること。

### (6) 安全管理

本業務の実施にあたり事故、盗難発生を防ぎ、安全管理に万全を期すこと。

### (7) 法令遵守

本業務の実施にあたり関係法令を遵守すること。

### (8) 秘密の保持

本業務の実施において知り得た施設管理者等の本市、使用者及び関係者の個人情報等について、無断で第三者に遺漏しないこと。

### (9) 経費負担等

目的外使用にかかる施設使用料は受託者が負担する。

## 6 その他

(1) 契約締結を行う際に、京都市暴力団排除条例に基づく誓約書を求めることがある。

(2) 目的外使用にかかり必要となる光熱水費等は受託者が負担する。

(3) 受託者が受託業務において使用する複写機等必要な備品等について、据付工事等の必要があるときは、事前に相談すること。また、契約完了後は原状に回復すること。